

10月より住民税(市県民税)の公的年金からの特別徴収制度がはじまります



特別徴収制度(年金天引き)の対象となる方は、平成21年4月1日現在65歳以上の、公的年金を受給している方で、住民税が課税となる方です。

▼公的年金からの特別徴収制度に関してお答えします!▼

問 どの公的年金から差し引かれますか?

答 介護保険料を特別徴収している年金と同一の年金が対象です。(国民年金、厚生年金、共済年金の基礎年金など)

ただし、障害年金や遺族年金は対象となりません。

問 公的年金のほかに所得がある場合の納付方法は異なりますか?

答 特別徴収されるのは、年税額のうち公的年金所得にかかる税額のみです。給与所得や事業所得にかかる税額は、これまでどおり給与からの特別徴収が普通徴収となります。詳しくは、広報あそ6月号をご覧ください。

問 今まで口座振替にしている方も、特別徴収になるのですか?

答 はい。今まで口座振替にしていた方も、地方税の規定により10月からは公的年金からの特別徴収になります。なお、健康保険料のように口座振替を選択することは、現制度ではできません。

問 公的年金からの特別徴収の導入は、高齢者の納税における利便性を図ることを目的としています。この制度の導入により、新たな税負担は生じませんか?

答 はい。今まで口座振替にしていた方も、地方税の規定により10月からは公的年金からの特別徴収になります。なお、健康保険料のように口座振替を選択することは、現制度ではできません。

※公的年金からの特別徴収の導入は、高齢者の納税における利便性を図ることを目的としています。この制度の導入により、新たな税負担は生じません。

問い合わせ先

税務課 ☎22-3148

阿蘇清峰高校開放講座のご案内

より本校を理解していただくために学校開放講座を実施します。

農業の知識や体験活動をおして育てる喜び、作る楽しさを実感し、新しい発見をしてみませんか。

忙しい毎日の中にゆとりの空間を提供できるように、講師一同取り組んでいきたいと思えます。皆さまの参加をお待ちしております。



募集対象 阿蘇市及び近隣町村在住の方
募集人員 20名程度(先着順)

申込期間 9月25日まで

受講料 無料(但し、実習教材費3,000円が必要です)
申し込み・問い合わせ先 阿蘇清峰高校 ☎22-0045

毎週土曜日8回 講義時間9時~12時

*講座終了後には修了証が授与されます。

▼講義内容

日にち	内容
10月17日	家畜飼育の基礎管理
24日	デジカメの加工
31日	農産加工基礎Ⅰ
11月14日	農産加工基礎Ⅱ (手作りソーセージ)
21日	林産加工基礎
28日	草花栽培の基礎管理 (ガーデニング基礎講座)
12月5日	野菜栽培の土づくり (家庭菜園基礎講座)

秋の全国交通安全運動が始まります! 期間は9月21日~30日

【運動重点】

- ① 高齢者の交通事故防止
- ② 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

※阿蘇市においても、期間中は街頭指導や防災行政無線での啓発を行い、交通事故防止を図ります。

<問い合わせ先> 総務課防災交通係 ☎22-3111

